

Title	西比利亞撤兵論 (三)
Sub Title	
Author	板倉, 卓造
Publisher	慶應義塾理財学会
Publication year	1920
Jtitle	三田学会雑誌 (Keio journal of economics). Vol.14, No.3 (1920. 3) ,p.351(49)- 370(68)
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	論説
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19200301-0049

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

らざる場合例へは受任者の履行行為の場合の如きは右第一の場合に屬せずして第二の場合に屬するものと見るなり第二の場合に付き第四説か果して正當なりや否やの問題に關する論述は之を他日に譲らんと欲す蓋し是れ極めて重要な問題にして特別の論究を要するか故なり余は第一の場合に於ては第四説を正當と認むるものなり即ち此場合に於ては當事者双方が各々辨濟意思の表示を爲すことを要するものと爲すを正當と認むるものなり今其理由如何と云ふに此理由は少しく詳細に述ふるの必要あるか故に以下に於て項を更めて論述することとせん(未完)

西比利亞撤兵論(三)

板倉卓造

六

四 干涉の合法なる場合

凡そ一國內に於ては主權に對抗す可き何等の權力を認めざるが故に主權に對しては單に服従あるのみ。然れども其主權の行はるゝ範圍は各國家の領域内に留まり其以外に及ぶ可からざるものなるを以て一國と他國との關係は最早や主權に對する服従の夫れに非ずして兩國家は互に平等の基礎の上に對立するものなり。即ち主權は國家最高無上の權力なるが故に苟も一國家として存在する以上は其上に如何なる權力をも加へらるゝことなきを以て

(一) 國家と國家との關係は常に平等ならざる可からず。

(二) 又一國は他國が其主權を行使するに對して何等の拘束妨害を加ふること

を得ず。

(三) 若し之に對し苟も拘束妨害を加ふるものあるときは國家は自ら之を防衛せざる可からず。

是れ皆國家が互に最高權力者たるより生ずる結果にして若し國家にして是等三種の要件に於て缺くことあらんか最早や最高權力者に非ずして他國の權力に服従するものと云ふ可く隨て國家として存立することを得ざるものなり。斯の如く是等の要件は國家の存立に缺く可からざるものなるを以て學者は從來これを呼ぶに國家の基本權 (the essential rights) 根本權 (the fundamental rights) 絕對權 (the absolute rights) 原權 (the primitive rights) 本然權 (the innate rights) 永久權 (the permanent rights) 等の名を以てしたり。尤も學者が是等の名を以て呼ぶもの、中に列擧する權利の數は區々にして一定することなきを以て以上の三要件以外に種々の權利の由來を認むるの學說多岐なりと雖も苟も國家が國家として存立する爲めには少なくとも前記の三要件を具備せざる可からざるの見解に至ては殆ど異論なき所なり。(註八)而して是等三種の要件より由來する權利を普通(一)平等權 (the right of equality)

(二)獨立權 (the right of independence) 及び(三)自衛權 (the right of preservation) と稱するは、一般國際法の著書に認めらるゝ所なり。

(註八) 國家平等權に就ては學者中これを否認するものなきに非ず Lawrence (Principles of International Law, § 113 and 114) の如く Taylor (A Treatise on International Public Law, § 69) の如く Lorimer (Institutes of the Law of Nations, Vol. I, Book II, chapter XV) の如く Hicks (American Journal of International Law, 1908, No. 3, pp. 531-535) の如き是れなり。然れども茲には此點に論及するの要なきを以て敢て説かず。

斯の如く國家は少なくとも三種の基本權を有する其中に就き凡そ國家は互に最高無上の權力者なるが故に内に對して其主權を行使し外に對して國際法上の權利を行使するに他より何等の制限を蒙むることなく自ら自由に裁斷して自ら自由に行動するを以て其要義と爲す。之を國家の獨立と云ひ其獨立する所以の權利を獨立權と云ふ。故に獨立權は之を其反面より云ふときは或國家が其主權又は國際法上の權利を行使するに對し他の國家の制限を排斥するの權利に外ならず。依て國家は内に對して其主權を行使するに他より何等の拘束制限を蒙むることなきを以て其自ら適當と信ずる政體及び憲法を制定し其必要とする法制

を施行し其欲する政策を採用すること總て自由なり。又國家は外に對して其國
際法上の權利を行使するに又何等の拘束制限をも受くることなきを以て對外の
政策を決定し同盟條約その他の條約を締結し使節を授受し領土を得喪し若しく
は戰を宣し和を講ずる等一切の行爲を決行すること自由なるを原則とす。即ち
國家は其對内及び對外の意思を自由に決定し且つ自由に之を實行するに當り他
より拘束制限せらるゝことなきを以て其權利と爲すものなるが故に他國は常に
必ず此權利を尊重し敢て冒さざるの義務を負ふものと云はざる可からず。是れ
一國の内政外交に對して他國の干渉の排斥せらるゝ所以なり。此故に例へば或
國の人民が舊來の君主政體を顛覆して共和政體を創立し若しくは古來の財産制
度、社會組織を一變して社會主義又は共產主義を採用することありとするも隣國
は之を以て其自國の制度組織と相反するものと爲し之に對し干渉するを得ざる
ものなり。十九世紀の前半頃、露、奧、普の三帝が君主政治を維持する爲めに他國內
の革命に干渉したる有名なる神聖同盟は各國家の獨立權を無視したる不法の行
爲として絶對に排斥せらるゝ所なり。露國の過激派政府を以て列國の古來の政

治制度もしくは社會組織と兩立せざるものと爲し之を撲滅顛覆せんとして歐露
に於て一時兵力的干渉を試みたる英佛の政策は疑ひもなく一世紀以前に行はれ
たる神聖同盟の古き思想に出でたるものにして又西比利亞に於て日米兩國が其
軍隊を策動したる目的にしてチエック、スロヴァク兵救援以外に過激派政府の
覆滅を期したりとせば明白に露國の獨立權を侵害するものと評せざる可からず。

七

然らば國家の獨立權は常に絶對にして如何なる場合にも無制限に行はるゝも
のなりや。換言すれば國家は其對内對外の意思を決行するに絶對に自由にして
何等制限せらるゝ所なきやと云ふに

(一) 若し獨立權は自國の意思を行使するの絶對的自由を認むるものと爲し濫
に他國の主權又は國際法上の權利行使に干渉することを得るものとせんに
は各國家の獨立權は常に互に衝突せざるを得ざる可し。此故に國家は互に
其意思を自由に決行するの權利あると共に他國も亦同一の權利あるを承認
し相互に此權利を尊重して敢て侵犯せざるの義務あるを解せざる可からず。

(二) 國家は互に其欲する所に従ひ如何なる條約をも締結することを得べし。是れ國家が獨立權を有するの結果に外ならずと雖も條約は元來國家間に權利義務の關係を設定するものなるを以て之に依りて義務を負ひたる國家は其主權及國際法上の權利を任意に行使するの自由を拘束せらるゝものなり。例へば明治四十四年華盛頓にて調印せられたる日英米露間の臘肭獸保護條約に依て各國は條約の規定即ち白令海、勘察加海、オコク海及び日本海を包含する北緯三十度以北の北太平洋の洋海に於て臘肭獸の海上獵獲を禁ずる件及び之に關する諸件を有效ならしむるに必要な法令を制定施行し且つ其違反に對する相當の罰則を付す可きことを約したる場合に日本は即ち條約を以て國內に或種の法令を制定施行するの義務を負ひたるものにして之に依り自ら主權行使の自由を制限せられたるものなり。又例へば國家は通商條約を締結して其輸入税率を協定したる場合に其國は最早や任意に對手國特定輸入品に對し課税することを得ざるものなるが故に是れ亦主權行使の自由を拘束せられたるものと云ふ可し。更に此種類の條約中、最も顯著な

るは國際地役に關する條約にして例へば日本が露國沿海州の領海に有する漁業權の如き滿洲に於て有する鐵道運輸、軍隊駐屯等の權利の如き對手國たる露國及び支那に取りては之に依りて其主權行使の自由に積極的制限を加へられたるものにして又例へば日露講和條約第二條に依て日露兩國は露韓の國境に於て兩國の領土の安全を侵迫することある可き何等の軍事上の措置を執らざること及び第九條第二項に依て日露兩國は薩哈噠島又は其附近の島嶼に於ける各自の領地内に保壘その他これに類する軍事上の工作物を築造せざること又宗谷海峽及び韃靼海峽の自由航海を妨碍することある可き何等軍事上の措置を執らざることとを約したるが如き日露兩國は相互に其主權の行使に消極的制限を甘受するものと云ふ可し。此外、租借條約の如き保護條約の如き永世局外中立條約の如き又は第二海牙平和會議の決定に係る契約上の債務回收の爲めにする兵力使用の制限に關する條約開戦に關する條約、觸發自動水雷の敷設に關する條約、海戰に於ける捕獲權行使の制限に關する條約の如き皆この類なり。最近の國際聯盟規約中には國家の主權行

使の自由に制限を加ふるの規定一二に止まらず。即ち國家は一旦條約に依りて他國に對し義務を負ふときは其主權の行使又は國際法上の權利行使に一定の制限を課せらるゝものなるが故に國家獨立權の範圍及び程度は決して絶對無制限に非ざるを知る可きと同時に苟も一旦條約に依りて一定の義務を負ひたるものは誠實に之を履行するの責任あるを辨へざる可からず。國家獨立權に名を假りて國家は何事を爲すも憚る所なしとて條約上の義務を無視するが如きは重大なる不法にして歐洲大戰中に於ける獨逸の行動は暴戻を極めたるものとして國際的彈劾を免がれざるものなり。斯る獨立權の濫用に對して對手國は報復又は干涉の權利を有せざる可からず。是れ干涉が合法と認めらるゝ一の場合なり。

(三) 國家獨立權は又國際法に依りて制限せらる。國際法規中、列國條約の形式に於て存在するものは前項に論ずる如く條約上の制限に依りて既に國家意思の自由なる行使を檢束するのみならず國際法力を有する國際慣例に依ても亦その自由を制限せらる可し。例へば領海三海里の原則の如き外國港灣

内に於ける軍艦の特權の如き外國領土内に駐屯する軍隊の特權の如き若しくは外國に滞在する君主、外國に駐劄する外交官の特權の如き古來の國際慣例に於て之を確立せられ現代國際法上の確定原則と認めらるゝものは各國の誠實に遵守せざる可からざる所なり。此故に若し國家の獨立權を濫用して是等の國際原則を無視し例へば自國に駐劄する外國外交官を拘禁し又は領海を三海里以上に擴大するが如きことあらんか國際法上重大なる違法の行爲として管に之に依る對手被害國のみならず列國一般より干涉を受く可きを覺悟せざる可からず。斯る場合に於ける干涉は合法と認めらるゝ所なり

(四) 國家獨立權は又他國の自衛權に依りて制限を加へらる可し。自衛權の何ものたるやは既に前號に詳論したる所の如し。例へば一國政府が其國に在住する外國人民の生命又は財産に對して不法の侵害を加へたる場合に後者の政府は其加へられたる侵害を救濟する爲めに對手國に對し實力を以て臨むことを得べし。此場合に加害國政府は國家獨立權を口實として其不法の

侵害を強辯すること能はざるは勿論被害國政府の實力的干渉を目して其獨立權を冒されたるものと抗論するを得ず。自衛權が法理上權利と認め可きや否やの問題如何に拘はらず苟も自衛上の理由に出でたる實力の行使は之を合法と認めざる可からず。即ち此種の實力行使は合法の干渉として認容せらるゝ所なり。

八

然らば所謂干渉とは何ぞや。干渉の何たりやに就ては國際法學者の所説區々たりと雖も余は極めて簡約に干渉とは他國の意思に反して自國の意思を強制するを云ふと定義す。自國の意思を強制すとは他國の意思に反して自國の意思を強要壓制するの謂ひなり。自國の意思を強要壓制すとは他國が之に應せざるときは實力を加へ若しくは加ふることある可き威嚇を云ふ。他國の意思に反して強要壓制するものなるが故に全く勸告の性質を有するに止まり何等の威嚇を伴ふことなき周旋 (Good offices) 及び居中調停 (Mediation) は干渉に非ず。又條約の規定に基づき若しくは對手國の依頼に依りて自國の意思を行ふものも亦干渉に

非ず。他國の意思に反して強要壓制するものに非ざればなり。然らば國家は他國の主權又は國際法上の權利行使に對して干渉するの權利を有するものなりや。干渉するの權利なしと主張するものゝ説に曰く

(一) 抑、國家は最高無上の權力者なるが故に他國の意思に服従するは其本來の性質に反す可し。若しも干渉の權利を認めんか國家の獨立權は有名無實に歸せざるを得ざる可し。

(二) 國家は各自固有の事情、即ち民族、歴史、信教、習慣、地理、經濟等に依りて立國の狀態を異にし隨て其對内對外の政策を一にせざるを常とするが故に此事實を無視して他國の意思を自國の意思の儘に律せんとするは國家存立の基礎を危くするものと云はざる可からず。

(三) 更に實際上の利害より云ふも干渉に依りて他國は一旦屈することある可きも之に依りて其惡感を買ひ國際平和を害するの種子を蒔くのみならず其干渉の目的を達せんが爲めには往々對手國を滅亡せしめざれば止まざる可とある可し。

之を非干涉の説(Principle of non-intervention)と云ふ。一方に國際法が國家の基本權として國家獨立權を認め之を以て國家存立の最大要件の一とする以上、この權利と矛盾する干涉の權利を是認するは論理の一貫を缺くものと云はざる可からず。故に國家獨立權は他より何等の侵犯を蒙むることなくして支持せらる可きを以て其原則と爲す。唯だ夫れ國家は自ら其獨立權を支持すると同時に他の國家の獨立權も亦これを尊重せざる可からず、互に其權利を尊重支持するは國家共存の根本義に外ならざるなり。此故に若しも或國が國家は互に最高無上の權力者なるを以て自由に行動し得べしとの口實に依り其固有の獨立權を濫用して他國の權利を無視し若しくは侵害することあらんか被害國は其一切の手段を盡くして權利を防衛せざる可からず。國家内に於ける箇人間の權利爭議に就ては一方の權利侵害に對して他方を救濟保護するの機關と方法とを存すと雖も國家間に於ける爭議に在りては其救濟保護の機關方法ともに完備せざるが故に國家は其侵犯せられたる自己の權利に就て自ら他に對し之を防衛するの外なし。干涉は即ち其權利防衛の一手段なりと云ふ可し。唯だ夫れ權利防衛の手段なり。一に防

衛の手段に外ならざるが故に濫に之を用ゆるを得ず。干涉が權利として認めらるゝは或局限せられたる特定の場合に限る可し。此意味に於て干涉の權利は國家獨立權の原則に對する例外を爲すものと認めらる。而して既に述ぶる如く干涉の合法と認めらるゝ場合に三種あり。日本が西比利亞に今尙ほ多數の軍隊を駐屯せしめ露國領土の一部を占領せるは果して如何なる權利に基づくものなりや。之を以て合法の干涉と目す可きや。

九

(一) 條約上の義務不履行に對する干涉 條約に依りて義務を負ふ國が其義務を履行せず又は之に違反したる場合には權利國は之に對して履行もしくは賠償を請求し若し之に應せざる時は干涉を爲すことを得べしと云ふ。然らば日本軍隊の西比利亞に策動しつゝあるは何か露國が日本に對する條約上の義務を履行せず又は之に違反したるが爲めに干涉の權利に訴へて此手段に出でたるものなりや。日本政府の内外に對する聲明に於て曾て西比利亞最初の出兵及び今日の駐兵の理由を此種の干涉の權利に依て辯疎したる

ことなく又實際に出兵駐兵ともに此目的に出でたるものに非ざるなり。

(二) 國際法違反に對する干涉 抑、國際法は國際間の法的秩序を維持するを以て存立の目的と爲す。而して其秩序の維持は各國存立の基礎要件なるが故に若し國際法に違反するものあるときは各國は一樣に其存立の基礎に對して危険を感ぜざるを得ず。即ち國際法の違反に對しては之に依りて直接に權利を侵害せられたる國は勿論、第三國と雖も合法に干涉を爲すの權利を認めらるゝ所以なり。然らば露國は何か國際法に違反したる行爲ありしが爲め日本は西比利亞に對し兵力的干涉を試みつゝありやと云ふに露國に其事實なきは勿論、我出兵及び駐兵も斯る口實に假託するに非ざるなり。

(三) 自衛權に基く干涉 自衛權を理由として他國の内政に干涉することを得るは久しく認めらるゝ所なり。余は前號に於て自衛權を口實として西比利亞駐兵を辯疎するの謂れなきを詳論したり。然るに今期議會に於て政府の辯明する所に據れば今尙ほチェク、スロージョク軍を救援するの目的を以て駐兵するものなりと云へり。一昨年七月の日米共同出兵に依りて夙に其過

激派及獨塊俘虜の手より救援せられ其東送の路を開かれたる可き筈のチェク、スロージョク兵が其後一年有半を経過したる今日に至るまで西比利亞に放浪しつゝありし其實際の事情に通ずるものに取りては日本軍隊の西比利亞駐屯を辯明して今更らチェク、スロージョク兵の救援を云々するが如き世間を愚にするの甚だしきものと信すれども假に之を以て誠實なる辯疎なりとするも元來一昨年の日米出兵その物が如何なる理由に依ても法律上の根據を有せざりし所なり。西比利亞のチェク、スロージョク兵とは何ぞや。彼等は元と舊埃匈國軍の一部に屬したりしも露軍に降りて其軍に加はり埃匈國に背叛抗敵したるものなり。然るに露國は一九一八年三月のプレスト、リトウスク條約に依りて戰爭を終止し爾後法理上にも事實上にも純然たる中立國と爲りしものなるが故に其權内に有したる一切の俘虜は之を解放せざる可からざると同時に露國は新に中立國なる義務として一方の交戰國(獨塊)に依然敵對するチェク、スロージョク兵を其國內に拘束することを要す。是れ陸戰の場合に於ける中立國及び中立國人の權利義務に關する海牙條約の命

する所なり。(註九)果して然らば露國過激派政府がチツク、スローヴァック軍の西比利亞を通過して佛國戰場に赴かんとするを中途にて阻止せんとしたるは當然の處置にして此海牙條約に加盟せる日米兩國が兵力的干涉に訴へて其通過を強制せんとしたるは明に條約を破却したるものなりとの非難を免がる可からず。即ちチツク、スローヴァック軍救援の爲め兩國が露國內に其軍隊を入れたるは露國の中立權を侵害したるものにして最初より不法の干涉たりしものなり。然るに今に至て尙ほ其救援を云々して撤兵を肯せざるは如何に廣義に自衛權の作用を解するも之に依て辯明するを得ざるものなり。

(註九) 條約第二條「交戦者は軍隊又は彈藥若くは軍需品の輜重をして中立國の領土を通過せしむることを得ず」

第四條「交戦國の爲め中立國の領土に於て戦闘部隊を編成し又は徵募事務所を開設することを得ず」

第五條「中立國は其領土に於て第二條乃至第四條に掲げたる一切の行爲を寛容す可からざるものとす」

第十一條「交戦國の軍に屬する軍隊が中立國領土に入りたるときは該中立國は成る可く戰地より隔離して之を留置す可し。中立國は右軍隊を陣營内に監置し且つ城

寨若くは特に之が爲めに設備したる場所に幽閉することを得」

一〇

國家が他國に對して合法に干涉することを得る各種の場合に就て西比利亞出兵及び駐兵の法理的根據を發見すること能はざる即ち斯の如し。然るに古來種々の理由の下に干涉を試みたるの例少なからざるのみならず學者中これを辯疎するもの亦なきに非ず。例へば人道を理由とする干涉、勢力均衡を理由とする干涉の如き是れなり。

(一) 人道を理由とする干涉 或國の施政が壓制又は殘虐にして人道に反するものありと認めたる場合に他國が之に干涉して其非行を改めしめんとしたるの例は歐洲列國が屢、土耳其の耶蘇教徒殺戮に對して試みたる干涉に於て之を見るを得べし。就中露國が一八七七年四月土耳其に宣戰したるは之を以て理由としたるものなり。一八九八年の米西戰爭の起原たるキューバに於ける西班牙の暴政に對し米國が干涉を爲したるは亦人道を理由としたるものに外ならず。然れども凡そ國際法上國家間の關係は純然たる法律上の

權利義務の夫れに止まり一國は他國に對し道德的善行を強制するの權利あるを得ず。人道を云々して他國の道德的反省を強要するは既に法律的關係の範圍を超脱したるものと云ふ可し。況や往々開戦の口實を得んが爲めに隣國に對し人道に假託し其内政に干渉するが如き不正なる手段に利用せらるゝの危険なきに非ざるに於てをや。故に人道を理由とするの干渉は之を排斥せざる可からず。然るに學者中列國共同して爲すの干渉(Collective Intervention)は之を合法と認む可しとの説を爲すものあり。(註一〇)然れども單獨にて之を爲すと列國共同して之を爲すとを問はず人道を理由とするの干渉は法律問題としては學理的論據を有せざるものなり。隨て往々露國過激派政府の所行を以て野蠻無道と爲し之を非難して干渉の口實に供せんとするものありと雖も過激派政府の蠻行として外間に傳へらるゝものには故意に誇張したる捏造説なきに非ざるが故に悉く信ずる能はざるのみならず少なくとも日本政府の聲明に於ては其西比利亞出兵は人道を理由として干渉するものに非ざるなり。

(註一〇) Oppenheim, International Law, Vol. I, pp. 194, 195.

(二) 勢力均衡を理由とする干渉 列國勢力の現状を維持するを以て其目的とするものにして例へば一國が他國の領土の全部又は一部を併合するが如き行爲は其國の勢力をして急に強大ならしむるものなるが故に其結果或は從來列國間に維持せられたる勢力の均衡を破壊し他の諸國をして絶えず危惧不安の念を懷かしむるに至るを以て他國は其國の行爲に對し干渉することを得べしと云ふに在り。此例は古來歐洲の歴史に珍らしからず。殊に土耳其の保全及びバルカン半島諸國の協調の爲めに之を理由として干渉を試みたるの例最も多し。日清戦争の下關條約に對する露獨佛三國の干渉も亦その實質に於て極東に於ける勢力の均衡を理由としたるものに外ならず。余は此種の干渉を不法として排斥せんとするなるが今日の西比利亞駐兵が勢力均衡を云々する干渉に非ざることとは明白なるが故に進で此種の干渉を排斥するの詳論を試みるの要なかる可し。

此他、一國が他國に對して實力を加ふるには報復(retorsion and reprisal)を理由とす

ることありと雖も我出兵が報復の意に出でたるものに非ざること云ふまでもなし。之を要するに日本の西比利亞出兵及び駐兵は國際法上の理論を以てしては如何なる理由を附會して之を辯明せんとするも遂に成功するの望ある可からず。一昨年七月の日米共同出兵の最初より日本の行動は徹頭徹尾不法の譏を免かれざるものと斷言するを憚らざるなり。(終)

英國の二大政黨制と勞働黨 (二)

占部百太郎

五

既に述べたる如く、第二十世紀の初頭まで自由統一兩大黨交立制度が完全に行はれ、愛蘭國民黨が第三黨として其の間に介在して、時に友黨たる自由黨との提携を脅威したことはあつたけれど、この所謂 Machine Politics の原則は搖く可くも見へなかつた。所が一九〇五年此の形勢に一轉機が來つた。其れは勞働黨の樹立である。勞働黨は何人も未來ある政黨と認むる所である。左れば此の前途多望なる新政黨が今後如何なる發展を遂げ、而して如何なる態度を採る可きやは、英國の政治を研究する者に取つて、最も興味ある問題であらねばならぬ。然し勞働黨を研究すると云つても、産業、經濟の方面から觀察することは私の目的ではない。私は唯だ勞働黨が如何なる要素から組織せられて、其の短い歴史の間に如何なる政